『帝国の慰安婦ーー植民地支配と記憶の戦い』(朴裕河著)合評会 (2015年5月14日 同志社大学今出川校地鳥丸キャンパス)

発表者:能川 元一(大学非常勤講師)

0. 評価の視点

著者によれば『帝国の慰安婦』が目指したのは「『朝鮮人慰安婦』として声をあげた女性たちの声にひたすら耳を澄ませること」によって「『朝鮮人慰安婦』の総体的な像を描きなおす」こと(10ページ)であるとされる。「そうした様々な声を知る」ことが「慰安婦問題を解決するために何よりもまず必要」(316ページ)ともされている。

このような目的を追及するための作業において、本書は (a)「慰安婦=少女」というイメージ、(b)元日本軍「慰安婦」(以下「慰安婦」)を「被害者」役割に閉じ込めようとする"国民の記憶"(c)そうしたイメージ・記憶の形成を助長した(とされる)支援団体、の3つを主たる批判対象としている。その結果として著者が提示する「慰安婦」像こそ「帝国の慰安婦」だということになる。

以上を踏まえると『帝国の慰安婦』を評価する視点として次のようなものを考えることが できる。

- 1. 「『朝鮮人慰安婦』の総体的な像を描きなおす」という企図そのものの意義
- 2. 「帝国の慰安婦」という像を描き出すプロセスの妥当性
- 3. 「解決」への寄与

1.

「少女」のイメージは被害の深刻さをわかりやすく伝える一方で、無垢な女/穢れた女を 区別し後者を差別する図式と結びつきやすく、日本軍「慰安所」に来る以前に売春経験のあった元「慰安婦」の被害を矮小化することになりかねない。また一般論として、「被害者」に ついての研究や支援運動が人間を「被害者」に切り詰めてしまうということは起こりうる。

したがって著者によって明らかにされている企図そのものについては、評者としても異議 を唱えるべき理由を見出せない。しかしながら以下でみるように、「帝国の慰安婦」という像 を描き出すプロセスについては少なからぬ問題点がみうけられる。

2-1. 先行研究の扱い方について

本書はいくつかの点で先行研究を無視するか十分な根拠なく通説を否定しており、日本軍「慰安所」制度について読者を誤った理解に導いている。なお、以下の引用中〔〕内は引

用者による補足である。

・「慰安所」設置の目的について

「性病防止などが慰安所を作った第一の理由に考えられているが、それはむしろ付随的な理由 と考えられる。」(31ページ)

「おそらく、軍慰安所の第一の目的、あるいは意識されずとも機能してしまった部分は、高嶺 の花だった買春を兵士の手にも届くものにすることだった。」(41 ページ)

「女性が家のこまごまとした仕事をして、男たちがまた会社に出て働ける役割を受け持つように、軍人たちが戦争をしている間、必要なさまざまな補助作業をするように動員された存在が慰安婦だったのである。」(71ページ)

「戦争開始後に軍が主導的に作った慰安所は、最初は性病防止などという至極現実的で殺伐と した目的から作られたようだが、時間が経つにつれて、身体以上に心を慰安する機能が注目さ れたのだろう。」(85 ページ)

このように、占領地での強姦防止(と占領統治の円滑化)や性病対策などが「慰安所」設置の目的であったとする通説が否定されている。著者が依拠しているのは元日本軍将兵や元「慰安婦」の証言であるから、「意識されずとも機能してしまった部分」についての主張としてであれば首肯できる点がないでもない。しかし軍中央が想定した「目的」に関してはまったく史料的根拠のない主張がなされている。41ページで根拠として引用されている森崎和江『からゆきさん』の記述は 1905 年の大連の事情についてのものであり、買春の大衆化が進んでいた 1930 年代に発案された「慰安所」の目的を論じるうえでの根拠とはなり得ない。著者が重用している千田夏光の『声なき女"八万人の告発 従軍慰安婦』では「強姦予防」「性病予防」という目的が強調されているだけに、不可解と言わざるを得ない。

「慰安婦」の年齢について

「まだ戦争中の一九四四年八月、当時のビルマのミッチーナー (Myitkyina) で捕虜になって 米国政府戦争情報局の尋問を受けた朝鮮人慰安婦たちの『平均年齢は二五歳』だった」(64ページ)

「そして、朝鮮人慰安婦の中に少女が存在したのも、日本軍が意図した結果というより、『強制的に連れていった』誘拐犯たち、あるいは同じ村の者でありながら、少女がいる家の情報を提供した協力者たちの意図の結果と見るべきだ。」(65ページ)

「慰安婦=少女」イメージを批判するために、著者は「慰安婦」たちが一般に思われていたほど若くないことを主張しようとする。しかしその根拠の一つとされている「日本人捕虜尋問報告 第49号」については、参考文献にも挙げられている『政府調査「従軍慰安婦」関

係資料集成』に収録された原資料を参照しておらず、船橋洋一氏の要約に依拠している。そのため、実際よりも「慰安婦」たちの年齢を高く見積もってしまっている。まず尋問を受けた20名の朝鮮人「慰安婦」の年齢の算術平均は23.2歳である。しかし年齢の分布を見ると偏りがあり(21歳以下が20人中11人を占める)中央値と最頻値はともに21歳となっている。算術平均よりも中央値/最頻値の方がこの場合は適切であろう。尋問を受けたのが「募集」から2年後であることを考えれば、この20名のケースから判断する限り、典型的な「慰安婦」は未成年のうちに就業詐欺等により「慰安婦」にさせられた、と言うべきであろう。

また、「日本軍が意図」して若い女性を集めようとしたことはなんら史料的根拠なしに否定されており、同じく根拠を示すことなく業者の意図だと主張されている。『声なき女"八万人の告発 従軍慰安婦』において、性病予防のためには若く(売春経験のない)女性を「慰安婦」とすることが望ましいとする軍医の報告書が詳しく紹介されていることは無視されている。これは前項同様、本書における「慰安婦=少女」イメージ批判の説得力を著しく損なうものである。

・「慰安所」の軍組織内での位置づけについて

1937年9月の野戦酒保規程改正がもつ意味が無視されており(この点についての永井和・京都大学教授の論文は参考文献に挙がっていない)、そのため軍の関与が過小評価され、反対に業者の責任が過大評価されることとなっている。改正野戦酒保規程にもとづいて設置された「慰安所」は、たとえ民間業者によって経営されている場合にも軍から正式な委託を受けた、軍の後方施設の一部であることは、日本軍の責任について考えるうえで極めて重要である。

・法的責任について

「日本に対し『法的責任』を問いたくても、その根拠となる『法』自体が存在しない」(319ページ)

「強姦や暴行とは異なるシステムだった『慰安』を犯罪視するのは、少なくとも法的には不可能である。」(172 ページ)

「日本国家に責任があるとすれば、〔人身売買を〕公的には禁止しながら実質的には(個別に解放したケースがあっても)黙認した(といっても、すべて人身売買であるわけではないので、その責任も人身売買された者に関してのことに限られるだろうし、軍上層部がそうしたケースもあることを認知していたかどうかの確認も必要だろう)ことにある」(180ページ)

本書は日本政府の法的責任を問うことはできない、という極めて強い主張を行っている。略取誘拐や強姦ならば犯罪だが、それは業者や兵士の個人的犯罪にすぎない、「慰安所」の設

置そのものは「犯罪」ではない、というのである。しかしこの主張はまず第一に、被拐取者海外移送罪や被拐取者わいせつ目的収受罪(人身売買の被害者の海外移送、収受にも適用される)を考慮に入れていない。また賠償が大きな争点となってきたにもかかわらず民事上の責任がなぜか無視されている。著者は藍谷邦雄氏の論文「『慰安婦』裁判の経過と結果およびその後の動向」(『歴史学研究』第849号)から「この条約〔=婦人および児童の売買禁止に関する国際条約〕が損害賠償をすべしという根拠にはなりえないことは、止むをえないことである」という一節を引用し、日本政府に「損害賠償を求めるのは不可能」という自説の根拠としている(193-195ページ)。しかし引用された箇所は、藍谷氏がまとめた弁護団の主張のうち「国際法を根拠に、請求権を位置付けようとするもの」について言われていることにすぎない。「民法の不法行為を正面から主張し、国家無答責を正面から突破しようとする主張」については、2003年ころから弁護団の主張を認める判決が複数出ていることを指摘し、「これは画期的なことである」と評価しているのである。藍谷氏にとっては極めて不本意な引用のされ方ではないかと思われる」。

・「性奴隷」概念について

「慰安婦=『性奴隷』が〈監禁されて軍人たちに無償で性を搾取された〉ということを意味する限り、朝鮮人慰安婦は必ずしもそのような『奴隷』ではない」(143ページ)

「〔二、三ヶ月に一度くらい外出を許可された、という証言について〕それは外出や廃業の自由がなかったとするこれまでの考えを翻すものだ」(94-95ページ)

「〔前略〕日本こそが、奴隷の本当の「主人」と言えないわけではない。しかしそれは、『植民地とは奴隷状態のこと』あるいは『女性は家父長制的な家庭の奴隷だ』というような、大きな枠組みの中でのことであって、構造的権力と現実的権力の区別は必要だ」(143ページ)

これらの引用にみられるように、本書は「慰安婦」が報酬を受けとれたケースもあったこと、外出を「許可」されたケースもあったことを理由に日本軍「慰安婦」を「性奴隷」とする認識を否定する。さらには、仮に奴隷であったとしても業者が主人だったのだとする。しかし報酬や外出の「許可」、さらには廃業が「許可」されたケースもあることが「性奴隷」であることを否定する根拠にならないことは、先行研究でも度々指摘されてきたことである。また、著者が「慰安所」の法的な位置付けを正しく理解しておらず軍の責任を過小評価していることについては先に述べた。軍はまさに「現実的権力」として「慰安婦」の外出や廃業を管理していたのである。

本書が「性奴隷」認識に異議を唱えるもう一つの根拠は、「何よりも、「性奴隷」とは、性的酷使以外の経験と記憶を隠蔽してしまう言葉である」というものである(143ページ)。続

けて「慰安婦たちが総体的な被害者であることは確かでも、そのような側面にのみ注目して、「被害者」としての記憶以外を隠蔽するのは、慰安婦の全人格を受け入れないことになる」ともされている。これは「『朝鮮人慰安婦』の総体的な像を描きなおす」という本書の企図にも合致することのように思えるかもしれない。しかしわれわれは元「慰安婦」に対して「あなたは性奴隷だったのですよ」と言おうとしているのではない。「性奴隷」は日本軍の「慰安所」というシステムそれ自体がはらんでいる人権侵害性を告発するための概念であることを考えれば、本書のこの主張には同意し難い。

2-2. 史料 (資料) の扱い方について

その他にも、本書における資料 (史料) の利用のしかたには大きな問題点がみうけられる。 著者が高く評価している『声なき女"八万人の告発 従軍慰安婦』を援用しているケースについて、いくつか指摘しておきたい。

「占領直後とおぼしい風景の中に和服姿で乗り込む女性。中国人から蔑みの目で見られている日本髪の女性」。おそらくこの言葉が、あの十五年戦争における「朝鮮人慰安婦」を象徴的に語っていよう。なぜ朝鮮人慰安婦が、「日本髪」の「和服姿」で日本軍の「占領直後」の中国にいたのか。そしてなぜ「中国人から蔑みの目で見られてい」たのかも、そこから見えてくるはずだ。

これまでの慰安婦をめぐる研究や言及は、このことにほとんど注目してこなかった。しかし、この点について考えない限り、朝鮮人慰安婦をめぐる記憶の闘いは永遠に続くだろう。」(24ページ)

この一節を読んだ読者は、先行研究が非常に重大な見落としをしてきたという印象を受けるだろう。しかし実は、著者は千田氏が2枚の写真について説明している文章を1枚の写真の写真について語っているものと誤読して、存在しない写真をつくりだしてしまっているのである。千田氏は"和服、日本髪で中国人から蔑みの目で見られている朝鮮人慰安婦"についてなど語っていないのである。存在しない写真が語られてこなかったのは当然のことにすぎない。

次の箇所も読者を大きくミスリードする記述である。

「千田の本には一九七〇年代初め、今から四〇年も前に韓国にまで来て見つけた朝鮮人慰安婦たちのインタビューも入っている。つまりこの本には、現在私たちの前にいる元慰安婦たちより四〇歳も若い元慰安婦が登場して、自分の体験を生の声で語っているのである。」 (26 ページ)

千田氏が聞き取った「生の声」が本書のテーゼを支持しているのだろう、という印象を受けた読者は少なくないはずだ。しかし『声なき女"八万人の告発 従軍慰安婦』に登場する朝鮮

人慰安婦は厳密にはただ一人しかいない。なにしろ千田氏自身が「韓国の或るジャーナリストの紹介で会った彼女は、朝鮮半島で私が会えた、たった一人の元慰安婦と名のる女性であった」(115ページ、講談社文庫版では 142ページ)と書いているのである。そしてその女性は「慰安婦」にされた時期、誘いに来た人間、連れて行かれた場所(「シナ」)しか語らず、「親切な兵隊も中にはいなかったのですか」などの質問には沈黙を守っているのである。他に二名の女性を千田氏は取材しているが、両者とも自分が「慰安婦」だったとは認めていない。なにぶん「挺身隊=慰安婦」と認識されていた韓国社会での人探しだったのだから、千田氏が「慰安婦だった人を知りませんか?」と訪ね歩いたとき、労務動員された人を紹介されることは十分あり得た。よしんば二名が元「慰安婦」だったとしても両者は当然ながら「自分の体験」など語っておらず、業者が若い女性たちを誘いに来た情景の目撃談を語っているだけである。

本書の特徴の一つとして、1996年ごろから右派が組織的に行ってきた「慰安婦」問題に対するバックラッシュをほとんど無視している点を指摘しなければならない。右派の主張は韓国の主張に対する反発か、自らの「記憶」にもとづくものだとされる。

「〔自分が目撃した「慰安所」について「民間業者が勝手にやって来て勝手に営業している」とする証言をうけて〕慰安婦問題を否定する人たちが、民間人が勝手に営業したと主張するのは、このような記憶が残っているからだろう。」(104ページ)

民間人が勝手にやっている慰安所しか記憶していないのだから、そう言いたくなるのもわかる……と言わんばかりである。しかし千田氏が聞き取りをしたこの証言者は、本書が引用している箇所のすぐ後では「北部中国に軍の管理する慰安婦と慰安所ができたのは三月か四月ごろではなかったかと思います」と証言しているのである。著者は右派が「強制連行」と「二〇万人」の否認にこだわることについても「記憶」のためだとしている(144ページ)。

しかしそもそも同時代の日本人のなかで徴兵その他で戦地に動員されたのは実は少数派である。また 1991 年ごろにはすでに世を去っていた従軍経験者も少なくない。民間業者が勝手に経営した「慰安所」<u>しか</u>記憶にない、という従軍経験者がはたしてどれほどいたというのか、はなはだ疑問である。現にこの証言者も、軍設置の慰安所を「記憶」しているのである。「二〇万人」について言えばそもそも個人の記憶に依拠して否定できるような事柄ではない。

物議を醸した本書の主張、朝鮮人「慰安婦」と日本兵の間に「同志」的関係が成立していたとする主張の根拠とされているのが、例えば次のような箇所である。

「そして閑な部隊では慰安婦は軍人にとって『部隊の一員』であり『女房みたい』に扱われていたと言う。」(71ページ)

これもまた『声なき女"八万人の告発 従軍慰安婦』に登場する元軍人の発言に依拠している。しかし「女房みたい」と話した元軍人は、「慰安婦」たちが軍医の検診を受ける様子を双眼鏡で覗いていた、という"思い出話"もしている。それを記す千田氏もまた「それにしてもユーモラスなのはこんな話であった」とコメントしているのである(双葉社版 187-190 ページ、講談社文庫版 227-230 ページ)。「女房みたい」という認識の内実を相当に吟味する必要を感じさせられる。だが著者が、証言者と取材者がともに男性であるという二重のバイアスに十分な注意をはらっているように思えない。

3-1. 「帝国の」という視座の有効性

著者は朝鮮人「慰安婦」を「そこで朝鮮人は『日本人』でもあった」(57ページ)、「〈故郷〉の役割」(45ページ)、「女房」(71ページ)「精神的『慰安』者としての役割」(77ページ)、「〈代替日本人〉」「『同じ日本人』としての〈同志的関係〉」(83ページ)などと特徴づけ、占領地の「慰安婦」は「厳密な意味では『慰安婦』とは言えない」(45ページ)とまで主張する。植民地と占領地での事情の違いそのものは先行研究においても指摘されてきたことだが、この違いを極めて強調して二分法としているところが本書の特徴である。

しかしこのような二分法は、あまりにも観念的である。『帝国の慰安婦』を一読すれば明らかなことだが、「慰安婦」たちの体験の「多様性」を強調する同書は同じ「植民地」である台湾の元「慰安婦」の「声」にも、また占領地の「慰安婦」として朝鮮人「慰安婦」と対照をなすはずの中国・フィリピン・インドネシア等の被害者たちの「声」にも、ほとんど関心を払っていない。本書では植民地の「慰安婦」と占領地の「慰安婦」との違いはいわば自明の前提とされており、著者が朝鮮人元「慰安婦」の証言集や日本人作家の著作から拾い上げた「声」は直ちに朝鮮人慰安婦の経験の特異性を示すものとされてしまっている。

また、「漢奸」という語の存在が示すように、協力の強制、「〈自発の自己強制〉」(60 ページ)といった現象は植民地だけでなく占領地でも、程度はともあれ生じるものである。著者は「ホロコーストには朝鮮人慰安婦が持つ矛盾——すなわち被害者で協力者という二重の構造は、すくなくとも一般的にはない」(156 ページ)とも言うが、ユダヤ人評議会の対独協力や「ゾンダーコマンド」の存在がなにゆえ「一般的」でないとされるのか、説明はない。

植民地出身で「日本人」の一員であったこと、「帝国の慰安婦」であったことに朝鮮人「慰安婦」の本質があると主張する本書だが、「朝鮮人女性が多かったのは確かでも、そのことが宗主国日本が意識して植民地の女性をターゲットにして動員した、ということになるのではない」(137ページ)、「それは、植民地となった朝鮮が、大日本帝国内において相対的に貧しかったために、動員の対象になりやすかった結果だったはずだ」(同所)、「改善されることのな

かった貧困こそが、戦争遂行のための安い労働力を提供する構造を作ったのである」(138ページ)とも主張している。もしそうした主張に従うなら、「階級」という視点こそが最も重要だということになるだろう。本書を丹念に読めば読むほど、著者が描こうとする朝鮮人「慰安婦」の像は揺らいでいくように思われる。

また、在韓米軍基地周辺での"米軍慰安婦"を問題にする際には「アメリカの軍基地体制を新帝国体制と呼べるなら、いまなお世界の覇権を目指す帝国に女たちは利用されていると言わねばならない」(295ページ)、「米軍のために用意された女性たちの生活も、米軍の相手をするようになるまでの過程や、その後の生活を見る限り、日本軍慰安婦の状況と根本的には違いがない」(290ページ)などと、「帝国」概念は大きく拡張されてしまっている。はたして「帝国の慰安婦」は首尾一貫した「慰安婦」像たり得ているのだろうか

3-1. 韓国/日本での文脈の違い

本書(の韓国語版)が韓国社会の言論空間で果たす役割について論じることは評者の能力を超えているが、韓国と日本では本書が受容される文脈が大きく異なるであろうことは確信を持って言える。というのも本書が描き出す朝鮮人「慰安婦」像の多くはすでに日本の右派が日本軍・日本政府の責任を否定する根拠として主張してきたものである*。政権与党が「いわゆる慰安婦の『強制連行』の事実は否定され、性的虐待も否定された」と主張している(自民党外交・経済連携本部国際情報検討委員会の決議文)現状で、本書が描く「慰安婦」像が、例えば著者の提案する「国会決議」につながるという展望を想像するのは困難ではないか。

*研究者や支援者たちも、そうした側面をことさら強調することこそなかったが、間違いなく触れてきてもいる。例えば在日コリアンの元「慰安婦」宋神道さんの裁判闘争を描いた映画『オレの心は負けてない』の印象的なシーンの一つに、宋さんがとつぜん軍歌を歌い出すところがある。支援者の一人梁澄子氏は、証言集会で宋さんが軍歌を歌うことにつき、「初期には支える会の中にも抵抗、異論はあった」ことを認めつつ、「宋さんをありのまま直視することが日本軍の「慰安婦」制度とその下で被害を負った女性たちの被害の実相を理解する第一歩であり、丸ごと受け入れることが被害回復を手助けする第一歩に違いないと信じて臨んでいた支える会は、宋さんの軍歌を止めようとは考えなかった」としている。

(http://www.ritsumei.ac.jp/acd/re/k-rsc/lcs/kiyou/pdf_23-2_alt/RitsIILCS_23.2pp187-19 2YANG%20Ching-ja.pdf)

i 当初、この後に「なお上記引用に際して、著者は原文にない某〔ママ〕点を付しているが、そのようなルール違反は本書では多数みられる。」という記述があったが、これは筆者の誤認であった。『帝国の慰安婦』24ページに傍点の付加に関する但し書きがある。訂正すると同時に朴裕河氏および初期バージョンの読者の方に謝罪したい。